

長崎県の物品調達に係る競争入札参加資格を有する事業者の皆様へ

長崎県では「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「長崎県障害者基本計画」に基づき、県内の障害者の雇用の促進並びに安定を図ることを目的として、平成16年11月1日付で「物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱」を制定し、物品管理室が調達する物品の一部について、優先的な発注（要綱に基づき登録された事業者に限定した見積執行）を行うこととしております。

令和6年4月から障害者の法定雇用率が現在の「2.3%」から「2.5%」に引き上げられたことに伴い、上記要綱について以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

○ 主な改正点

雇用すべき障害者数の算定率の引き上げ

現行の「100分の2.3」から「100分の2.5」へ引き上げ

（改正日）

令和7年1月1日 ※改正日以降の申請受付から適用となります。

随時、新規申請を受け付けておりますので、要綱等（ホームページに掲載）をご確認の上、該当すると思われる場合は、新規登録申請、又は問い合わせをいただきますようご案内いたします。

○要綱・様式類 [URL:https://treasury.pref.nagasaki.jp/youkouproof.php](https://treasury.pref.nagasaki.jp/youkouproof.php)

○様式（エクセル版）

[URL: https://treasury.pref.nagasaki.jp/youkou/yousiki/syougaiyousiki.xlsx](https://treasury.pref.nagasaki.jp/youkou/yousiki/syougaiyousiki.xlsx)

○登録業者一覧（令和6年3月現在）

[URL: https://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/27/%E2%91%A4.kiyoutiran.pdf](https://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/27/%E2%91%A4.kiyoutiran.pdf)

長崎県物品管理室

【電話】095-895-2881

【E-mail】sl7040@pref.nagasaki.lg.jp